

川南町農業委員会 総会議事録

1 日 時 令和4年6月30日(木) 開会 午前 9時00分
閉会 午前 10時30分

2 場 所 川南町役場 議員控室

3 出席委員

(委員)

1番	橋口	裕二	2番	長友	順子	3番	新垣	吉男
4番	井尻	恵雄	5番	湯地	二三夫	6番	森	信幸
7番	河野	博子	8番	山下	栄	9番	杉尾	英敏

(農地利用最適化推進委員)

10番	日高	重樹	11番	佐光	真美	12番	林田	泰代
13番	黒木	正行	14番	有澤	章	15番	戸高	一志
16番	永田	貞義	17番	河野	伊栄雄	18番	樽見	一寛

4 欠席委員

5 議事日程

- 第1 諸報告
- 第2 会議録署名委員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第27号 空き住宅に付随した農地指定の承認について
- 第5 議案第28号 農地法第3条の規定による申請の許可について
- 第6 議案第29号 農地法第4条の規定による申請の承認について
- 第7 議案第30号 農地法第5条の規定による申請の承認について
- 第8 議案第31号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
- 第9 議案第32号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 第10 議案第33号 農地移動適正化あっせんを行うについて
- 第11 議案第34号 非農地証明願の承認について
- 第12 議案第35号 令和3年度の目標及びその達成に向けた点検・評価(案)について
- 第13 議案第36号 令和4年度最適化活動の目標の設定(案)について
- 第14 その他(合意解約、行事予定)

6 会議録署名委員 8番 山下 栄 9番 杉尾 英敏

7 職務のため出席した者の氏名

事務局長 三好 益夫 局長補佐 岩切 拓也 係長 川崎 恵美
主査 別宮 愛

川南町農業委員会 6月定例総会

項目	発言者	内容
あいさつ	議長	皆様、おはようございます。 それでは、6月の定例総会を始めます。
諸報告	議長	【日程第1】「諸報告」を議題とします。諸報告を局長が行います。
	局長	議長、局長。 それでは、5月の諸報告をさせていただきます。 7日、井尻 恵雄委員、山下 栄委員、佐光 真美委員が出席し、椎原地区にて双日ハコヤナギ候補地現地視察が実施されました。 10日、農家相談日でした。 後ほど、担当委員の御報告をお願いします。 21日、農業会議との意見交換会が開催され、会長が出席されました。 22日、4・5条現地調査検討会、第3小委員会を開催しました。 24日、宮崎県農業会議通常総会が宮崎県トラック協会にて開催され、会長が出席されました。 29日、川南町有害鳥獣対策協議会総会が第5会議室にて開催され、会長が出席されました。 本日、6月定例総会であります。 午後、非農地判断現地調査(第1小委員会)を開催いたします。 以上でございます。
報告 農家相談	議長	農家相談について、担当委員の報告をお願いします。
	4番	議長、4番。 6月10日、午前9時より14番委員と役場第3会議室で農家相談を行いました。相談件数は、0件でした。
	議長	諸報告が終わりましたが、承認することよろしいでしょうか。 (異議なしの声)
	議長	諸報告は、承認することといたします。
会議録署名 委員指名	議長	【日程第2】「会議録署名委員の指名」でございますが、本日は、8番 山下 栄委員、9番 杉尾 英敏委員を指名いたします。
会期の決定	議長	【日程第3】「会期の決定」でございますが、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議はありますか。

川南町農業委員会 6月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	(異議なしの声) 本日1日限りといたします。

川南町農業委員会 6月定例総会

項目	発言者	内容
議案第27号 空家	議長	【日程第4】 議案第27号 「空き住宅に付随した農地指定の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第27号 「空き住宅に付随した農地指定の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の申請件数は、1件でございます。 申請人、地番、地目、地積及び当該空き住宅は別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきます様、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を頂き、審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	11番	議長、11番。 1号について補足説明いたします。内容は、記載のとおりです。 場所は、川南駅の向かい側に位置し、家と裏手の山に囲まれた農地になります。所有者の方は、別の土地に家を建てており空き住宅になっていました。申請農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されます。川南町空き住宅に付随した農地の別段面積取扱要綱第4条第1号の適用条件の空き住宅に付随した農地が遊休化している又は遊休化するおそれがあり、かつ、当該農地等の周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に影響を与えないと判断されます。調査しましたが、何ら疑義な点はございませんでした。ご審議よろしく申し上げます。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号については、承認する事にいたします。

川南町農業委員会 6月定例総会

項目	発言者	内容
議案第28号 3条許可	議長	【日程第5】議案第28号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第28号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の許可申請件数は、3件でございます。 申請人、該当農地及び耕作する者の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、申請案件に対する、農地法第3条許可の御決定を頂きます様、よろしくお願ひ申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を頂き、審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	5番	議長、5番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。譲受人は、5条の議案で出できますが、自分の農地の一部を売り、譲渡人も規模拡大はしているのですが、この農地は飛び地となっているため地続きの譲受人が買うものです。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長 議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 1号については、許可する事にいたします。 次に、2号。
2号 補足説明	4番	議長、4番。 2号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。貸人は、借り人の法人の代表の母親になります。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

川南町農業委員会 6月定例総会

項目	発言者	内容
		調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長	解除条件付となっております。
	事務局	議長、事務局。 借り人は、農地所有適格法人ではありません。会社経営として農業は登録されていますので、耕作をしない場合はこの契約を解除するという条件付きの契約を結ぶことになりました。
	議長	2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 2号については、許可する事にいたします。 次に、3号。
3号 補足説明	4番	議長、4番。 3号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。2号と同じですが、こちらは代表が法人に貸すものです。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長	3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 3号については、許可する事にいたします。

川南町農業委員会 6月定例総会

項目	発言者	内容
議案第29号 4条承認	議長	【日程第6】 議案第29号 「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第29号 「農地法第4条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の、承認申請件数は、3件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第3小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきます様、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第3小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	9番	議長、9番。 第3小委員会の委員長報告を行います。 6月22日午前9時より、第3会議室にて事務局からの説明を受けた後、現地確認を行いました。今回3件ありますが、3件ともに始末書条件で許可相当を判断しました。内容については、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第3小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	15番	議長、15番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。相続をする際に、農業用倉庫が農地に建っていることが判明したための申請になります。申請地の農地区分は、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべきとして定められた農地という理由から農用地区域内農地と判断されますが、農用地利用計画において指定された用途に供する場合であるため立地基準を満たし、かつ一般基準を満たすため許可相当と判断されます。始末書の提出もありますので追認できると思います。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくようお願いいたします。

川南町農業委員会 6月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号については、承認する事にいたします。 次に、2号。
2号 補足説明	13番	議長、13番。 2号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。道路から住宅に入る進入路がそこしかなく、それが畑になっていて、そこに農業用倉庫も建っている状態です。申請地の農地区分は、集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えているため第1種農地と判断されますが、既存の施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものであります。始末書の提出もありますので追認できると思います。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく願いいたします。
	議長	2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 2号については、承認する事にいたします。 次に、3号。
3号 補足説明	7番	議長、7番。 3号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。ここには昔牛舎や運動場があって、牛をやめた際に垣根を作られたということでした。申請地の農地区分は、集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えているため第1種農地と判断されますが、既存の施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないもので許可できると思います。始末書の提出もありますので追認できると思います。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく願いいたします。
	議長	3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。

川南町農業委員会 6月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 3号については、承認する事にいたします。

川南町農業委員会 6月定例総会

項目	発言者	内容
議案第30号 5条承認	議長	【日程第7】 議案第30号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第30号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の承認申請件数は、6件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第3小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきます様、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第3小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	9番	議長、9番。 第3小委員会の委員長報告を行います。 同じく6月22日午前9時より、第3会議室にて事務局からの説明を受けた後、現地確認を行いました。こちらも1, 2, 3号は始末書条件付きで、4, 5, 6号については、許可相当を判断しました。内容については、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第3小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	6番	議長、6番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。ほかの畑は2月か3月の総会で売買が成立しました件で、この農地には農業倉庫が建っていたために、分筆をして横の宅地と一緒に買いますと上がってきたものです。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合であるため、不許可の例外と判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いたします。

川南町農業委員会 6月定例総会

項目	発言者	内容
	<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。 1号については、承認する事にいたします。 次に、2号。</p>
<p>2号 補足説明</p>	<p>17番</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>議長、17番。 2号について補足説明いたします。</p> <p>内容は記載のとおりです。渡し人は両親が亡くなって相続したのですが、高鍋町に住まわれているので、家を空き家バンクに登録して買い手を探していたところ、受人が買うということで手続きを進めていく際に畑の中に倉庫があるということがわかって今回の申請になっています。申請地の農地区分は、集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えているため第1種農地と判断されますが、既存の施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものであるため、立地基準を満たし、かつ一般基準を満たすため許可相当と判断されます。。始末書の提出もありますので追認できると思います。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はありません。ご審議よろしく願いいたします。</p> <p>2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。 2号については、承認する事にいたします。 次に、3号。</p>
<p>3号 補足説明</p>	<p>12番</p>	<p>議長、12番。 3号について補足説明いたします。</p>

川南町農業委員会 6月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>内容は記載のとおりです。受人は、渡し人の義理の息子さんです。隣接地に家を建てる計画をしているときに、敷地内の倉庫が農地に入っていることが分かったそうです。申請地の農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、第1種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められる場合であるため、立地基準を満たし、かつ一般基準を満たすため許可相当と判断されます。始末書の提出もありますので追認できると思います。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
	<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。</p> <p>3号については、承認する事にいたします。</p> <p>次に、4号。</p>
<p>4号 補足説明</p>	<p>13番</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>議長、13番。</p> <p>4号について補足説明いたします。</p> <p>内容は記載のとおりです。受人は、渡し人の娘さんです。申請地の農地区分は、集团的に存在する農地その他良好な営農条件を備えているため第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、第1種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められる場合であるため、立地基準を満たし、かつ一般基準を満たすため許可相当と判断されます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願ひいたします。</p> <p>4号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。</p> <p>4号については、承認する事にいたします。</p> <p>次に、5号。</p>

川南町農業委員会 6月定例総会

項目	発言者	内容
5号 補足説明	5番	議長、5番。 5号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。受人は駐車場に転用するのですが、排水の問題がありまして、道路の排水に流すとはけ切らないため、50mくらい北側の排水路まで排水管をいけて排水するそうです。申請地の農地区分は、集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えているため第1種農地と判断されますが、既存の施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものであるため、許可相当と判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いたします。
	議長	5号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 5号については、承認する事にいたします。 次に、6号。
6号 補足説明	15番	議長、15番。 6号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。賃貸借で中古車展示場を作るという申請です。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため第2種農地と判断されます。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合であるため、立地基準を満たし、かつ一般基準を満たすため許可相当と判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いたします。
	議長	6号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 6号については、承認する事にいたします。

川南町農業委員会 6月定例総会

項目	発言者	内容
議案第31号 集積(所有権)	議長	【日程第8】 議案第31号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第31号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」その提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定により、別紙、農用地利用集積計画の決定を求めるものでございます。 本案件の申請件数は、1件でございます。 申請人、該当農地、所有権移転の内容及び耕作する者の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、設定された集積計画の御決定を頂きます様、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。 1号。
1号 補足説明	16番	議長、16番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。この農地は埋却地です。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく申し上げます。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号については、決定する事にいたします。

川南町農業委員会 6月定例総会

項目	発言者	内容
議案第32号 集積(利用権)	議長	【日程第9】 議案第32号 「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」を 議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第32号 「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」そ の提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規 定により、別紙、農用地利用集積計画の決定を求めるも のでございます。 本案件の申請件数は、6号が取下げとなっておりますので、5 件でございます。 申請人、該当農地、設定する利用権及び借り手の経営状況 は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、設定され た集積計画の御決定を頂きます様、よろしくお願い申し上げ ます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。 1号。
1号 補足説明	9番	議長、9番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし ていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よ ろしくお願いいたします。
	議長 議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意 見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求め ます。 全員賛成と認めます。 1号については、決定する事にいたします。 次に、2号。
2号 補足説明	9番	議長、9番。 2号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。

川南町農業委員会 6月定例総会

項目	発言者	内容
		農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 2号については、決定する事にいたします。 次に、3号。
3号 補足説明	18番	議長、18番。 3号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 3号については、決定する事にいたします。 次に、4号。
4号 補足説明	8番	議長、8番。 4号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。貸し手、借手は親子で、中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	4号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 4号については、決定する事にいたします。

川南町農業委員会 6月定例総会

項目	発言者	内容
		次に、5号。
5号 補足説明	6番	<p>議長、6番。 5号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。借り手は、トレーニングハウスの卒業生で、中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいいたします。</p>
	議長	<p>5号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。 5号については、決定する事にいたします。</p>

川南町農業委員会 6月定例総会

項目	発言者	内容
議案第33号 あっせん	議長	【日程第 10】 議案第33号 「農地移動適正化あっせんを行うについて」を議題といたします。 提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第33号 「農地移動適正化あっせんを行うについて」その提案理由を説明申し上げます。 本議案は、農地移動適正化あっせん事業により、農地の売買あっせんを行うものでございます。 あっせん申し出件数は、1件でございます。 譲渡人のあっせん理由は、別紙によるもので、買受希望者は、規模拡大でございます。申請人及び該当農地は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上あっせんを行うべきか否かの御決定を頂き、あっせんを行う場合は、あっせん委員の指名をして頂きます様、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明をいただき審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	12番	議長、12番。 1号について補足説明いたします。 長く売りに出していて、なかなか買い手が見つからなかったのですが、この度、公社を通しての特例事業による売買になります。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号については、あっせんする事にいたします。
	議長	あっせん委員の指名を行います。 ※ 行事予定の配布後、あっせん委員の指名。

川南町農業委員会 6月定例総会

項目	発言者	内容
議案第34号 非農地証明	議長	【日程第 11】 議案第34号 「非農地証明願いの承認について」を議題といたします。 提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第34号 「非農地証明願いの承認について」その提案理由を説明申し上げます。 本案件の申請件数は、2件でございます。 申請地の所在、地番、地目及び地積は、別紙記載のとおりであります。 調査担当第3小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきます様、よろしくお願ひ申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第3小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	9番	議長、9番。 現地調査検討会の報告を行います。 同じく6月22日午前9時より、第3会議室にて事務局からの説明を受けた後、現地確認を行いました。1, 2号とも原野化していきまして、許可相当を判断しました。内容については、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第3小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	11番	議長、11番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。地目は田ですが原野になっていて、申請人も譲り受けて、農業をされていない方です。申請地は、農業振興地域整備計画における農用地域内ではなく、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり10年以上耕作放棄され、将来的にも農地として使用することが困難であることから農地でない判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。

川南町農業委員会 6月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。</p> <p>1号については、承認する事にいたします。</p> <p>次に、2号。</p>
2号 補足説明	11番	<p>議長、11番。</p> <p>2号について補足説明いたします。</p> <p>内容は、記載のとおりです。先ほど申請のあった空き住宅の家の裏にある農地になります。行くのに石段を上っていかないといけない状態です。申請地は、農業振興地域整備計画における農用地区域内ではなく、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり10年以上耕作放棄され、将来的にも農地として使用することが困難であることから農地でないと判断されます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。</p>
	議長	<p>2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>2号については、承認する事にいたします。</p>

川南町農業委員会 6月定例総会

項目	発言者	内容
議案第35号	議長	【日程第 12】 議案第35号 「令和3年度の目標及びその達成に向けた点検・評価(案)について」
議案第36号		【日程第 13】 議案第35号 「令和4年度最適化活動の目標の設定(案)について」を一括して議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第35号 「令和3年度の目標及びその達成に向けた点検・評価(案)について」 議案第36号 「令和4年度最適化活動の目標の設定(案)について」 その提案理由の説明を申し上げます。 「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」につきましては、平成21年1月23日付20経営第5791号農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施」に基づき公表を行うこととなっております。 また、「令和4年度最適化活動の目標の設定」については、令和4年2月2日付3経営第2584号農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき公表を行うこととなっております。 事務局から内容について説明を受けて、御審議の上、御承認いただきます様、よろしくお願い申し上げます。なお、御承認頂きましたら「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和4年度最適化活動の目標の設定」の公表を行います。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 事務局から内容の説明をお願いします。
議案第35号 議案第36号 補足説明	事務局	議長、事務局。 「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和4年度最適化活動の目標の設定」について説明いたします。

川南町農業委員会 6月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>内容は、記載のとおりです。</p> <p>提案理由にもありました通り、昨年までは目標及びその達成に向けた活動計画と点検・評価という形で作成、公表しておりましたが、令和4年2月の農林水産省局長通知により今年度から最適化活動の目標の設定として作成することになりました。内容としては担い手への農地集積状況、遊休農地の解消状況、新規参入者の状況と同じ項目もあるのですが、31ページの最適化活動の活動目標が新たに追加されました。議案第35号の点検・評価についてはご確認いただいて、議案第36号の令和4年度最適化活動の目標の設定等について説明いたします。29ページは現在の農業委員会の状況になっております。</p> <p>30ページからご説明します。農地の集積では、令和3年度末で川南町の集積率は60.8%です。国の目標は、令和5年度までに集積率を80%となっていて、20%ほど伸ばさないといけないのですが、令和4年度は、5%ほど集積率アップを目標としています。遊休農地の解消では、去年の調査結果、緑区分が15.3ha、黄区分が31.7haです。解消目標面積は緑区分の5分の1の面積ですので3.1haです。黄区分の解消につきましては、記載のとおり今後県等と協議していきたいと思っております。新規参入の促進は、平成28、29、30年度の権利移動面積の平均の1割で11.4haを目標としています。こちらは新規参入者へ農地を貸付けても良いと言われた農地の目標面積になります。最適化活動の活動目標、活動を行う日数目標は1人当たり月に7日と設定しております。5月の総会で活動記録の記入をお願いしました件です。国は10日を目標にあげていますが現実的には7日かなと考えています。活動強化月間の設定につきましては、年3回は設定をとのことですので新規参入の促進、遊休農地の解消、農地の集積を設定しています。新規参入相談会への参加目標も設定しないといけないのですが、なかなか設定が厳しくて町単独の相談会や県外での相談会の参加も難しいので、県の農業振興公社が行う予定の宮崎就農相談会を設定しています。補足説明は以上です。</p>
	議長	<p>議案第35号及び議案第36号について、事務局の説明が終わりました。5月31日に全国農業委員会会長大会に行ってきたのですが、その大会の中でもこういった内容が示されて、委員の活動については、普段の行っている活動を些細なことでもつけていく必要があると感じました。御意見、御質問は、ございませんか。</p>
	15番	<p>議長、15番。 活動目標の日数が7日となっていますが、時間は1日8時間の7日ですか。10分でも1日ですか。</p>

川南町農業委員会 6月定例総会

項目	発言者	内容
	事務局	議長、事務局。 農業会議の説明でも、立ち話等で農地の話をしたり、農地の見回りも1日とカウントできるということですので、そういったことを積み上げていくと目標の7日は達成できると思います。
	議長	ほかにありませんか。ないようですので、採決いたします。議案第35号及び議案第36号に賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 議案第35号及び議案第36号については、承認する事にいたします。

川南町農業委員会 6月定例総会

項目	発言者	内容
その他	議長	【日程第14】「その他」となっています。 何かありませんか。
合意解約	事務局	議長、事務局。 「合意解約」について、報告いたします。 解約については、売買のためが3件、借り手の都合が2件の計5件となります。
	議長	「合意解約」について、報告がありました。 他に何かありませんか。
行事予定	事務局	議長、事務局。 「7月の行事予定」について、報告いたします。
	議長	「7月の行事予定」について、報告がありました。 他に何かありませんか。
	議長 議長	他に何かありませんか。 すべての議事日程が終了しましたので、以上をもちまして、令和4年6月の定例総会を閉会いたします。御苦勞様でした。

川南町農業委員会 6月定例総会

署 名 委 員

この会議録の内容については、正確であることをここに認め、署名いたします。

令和 年 月 日

8番

9番